



法令等遵守(コンプライアンス)態勢について

当行の法令遵守(コンプライアンス)態勢につきましては、「コンプライアンスが経営の最重要課題の一つである」との認識のもと、コンプライアンス態勢の構築・強化を図るため、コンプライアンスチェックの一層の強化及び管理体制面の整備、並びに営業店への指導を徹底するなど、コンプライアンス重視の経営に努めております。

コンプライアンス体制の整備状況

- コンプライアンス(法令等遵守)につきましては、銀行の持つ社会的責任と公共性を強く認識し、経営の最重要課題の一つとしてとらえ、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組んでおります。
- コンプライアンスの基本方針や態勢等について審議等を行うコンプライアンス委員会を設置しております。また、統括部署として経営管理部内にコンプライアンス統括室を設置し、その下に本部各部の次席クラスをコンプライアンス統括室兼務調査役として配置するとともに、各部店にコンプライアンス責任者及び同担当者を配置しております。
- コンプライアンス態勢の整備・確立のために必要な基本的事項を「法令等遵守規定」に定め、これに則り、「鳥取銀行倫理規定」や「コンプライアンス・マニュアル」を制定の上、全役職員に配布・活用し、法令等違反の未然防止に努めております。

具体的には、コンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を半期毎に取締役会で決定し、その実践に努めているほか、「コンプライアンス統括室」による臨店指導を強化するなど、営業現場のコンプライアンスの徹底を図っております。

- 取締役会は、コンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を半期毎に決定し、担当部門を明確にした上で全行を挙げてその実践に努めております。コンプライアンス統括室は進捗状況について取締役会へ報告し、また、監査部はコンプライアンスの徹底・遵守状況を検証し、取締役会へ報告しております。
- 行内でコンプライアンス違反を発見した場合、またはそのおそれがあると判断される場合の通報方法として、ホットライン(内部通報)制度を設け、行内外に通報窓口を設置しております。当行は通報者を擁護し、人事待遇等において不利益な取扱いをしないこととしております。
- お客さまの保護及び利便の向上の観点や、業務の健全性及び適切性の観点から、「顧客保護等管理方針」を定め、組織体制や必要な内部管理規定を整備するとともに、お客さまの視点から業務を捉えなおし、不断に検証し改善していくことによって、管理態勢の整備・確立を図っております。



金融ADR制度

金融ADR制度とは、金融機関業務に関する紛争を解決するための裁判外紛争解決手続のことといい、当行が契約している指定紛争解決機関は全国銀行協会相談室です。全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。ご相談・ご照会等は無料です。

また、全国銀行協会相談室がお客さまから苦情の申出を受け、原則として2ヶ月を経過してもトラブルが解決しない場合には、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは全国銀行協会相談室にお尋ねください。

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

受付日 月～金曜日
(祝日および銀行の休業日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

※一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。